構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名所

山梨県南都留郡富士河口湖町

2. 構造改革特別区域の名称

富士河口湖町保育所給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

山梨県南都留郡富士河口湖町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

山梨県南都留郡富士河口湖町(以下「本町」という。)は、平成15年11月15日に足和田村、勝山村、河口湖町が第1次合併し、町制を施行した。その後平成18年3月1日、上九一色村南部地区、精進・本栖・富士ヶ嶺の三地区が第2次合併し現在に至っている。

本町は山梨県の南東部に位置し、南は富士山の傾斜地、北は御坂山系に挟まれた 高原地帯であり、青木ヶ原樹海に代表される広大な森林と原野、河口湖、西湖、精 進湖、本栖湖の4つの湖がある。

人口は令和3年4月1日現在で26,605人となっており毎年増加していて、 核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い保育サービスに対するニーズ は増加や多様化をしている。

構造改革特別区域計画にある大石保育所は入所児童が少人数で、食材調達も困難 と見込まれる。また、既存の調理室も老朽化しており、随時改修等の財政負担が 必要となる。

このことから、近隣の公立保育所調理室において調理を行い、外部搬入することにより、児童への給食の安定した提供と、給食にかかる経費の削減を図り、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用し、近隣の公立保育所調理室で食材を一括購入し調理を行い、 少人数運営をしている公立保育所への外部搬入を実施することにより、児童への 給食の安定した提供と、給食にかかる経費の削減を図ることができる。

また、節減された経費を多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実に充てることが可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 近隣の公立保育所で食材を一括購入することにより、少量発注が困難であった食材の調達が可能となり、公立保育所に平等に給食を提供することが可能になる。また、地元産の食材を積極的に取り入れ、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しみ、旬の味覚を味わうことができる。
- ② 近隣の公立保育所で調理した給食を外部搬入することにより、公立保育所施設 全体の維持管理費や調理員の人件費を節減し、保育所の効率的な運営を図ることができる。
- ③ 外部搬入で食材の一括購入が可能となるため、食材搬入業者から代替食材の調達を行いやすくなることから、食物アレルギーを持つ児童へより安全で美味しい給食の提供が可能となる。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済社会的効果

- ① 食材の一括購入により、食材費の費用が節減されることが見込まれる。また地元の新鮮な食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の推進を図ることができる。
- ② 給食の外部搬入の実施により、節減される経費を保育所の効率的な運営や保育 ニーズに合わせた保育サービスの充実に充てることができる。
- ③ 栄養士、調理員が連携し、食材の工夫などアレルギー対応等についてより一層 配慮を行うことができる。

8. 特区事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特区事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

富士河口湖町立大石保育所

3. 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特例事業の内容

富士河口湖町立大石保育所の給食を近隣の富士河口湖町立足和田保育所において 一括調理を行い搬入する。

5. 当該規制の特例措置の内容

- ① 給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日付雇児発0601第4号)」、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号)」を遵守する。
- ② 「第2次富士河口湖町食育推進計画」に沿って事業を実施する。
- ③ 保育所における調理室の面積及び調理設備は以下の通りであり、加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等の必要な設備が配置されている。

(搬入先保育所調理室の概要)

| 保育所名 | 富士河口湖町立大石保育所 |
|-------|--|
| 調理室面積 | 28. 35 m² |
| 調理設備 | ガス台、流し台、冷蔵庫、冷凍庫、配膳台、調理台、オーブン、回転窯、フライヤー、炊飯器、食器消毒保管庫、電子レンジ |

- ④ 外部搬入方式による給食は1歳児から実施することにする。富士河口湖町栄養士が献立を作成し、毎月の献立検討会に諮り園児の年齢に応じた調理ができるよう、調理員と調理方法等の調整を行い調理提供する。また、アレルギー児については、搬入先の保育士が児童の様子を確認しながら栄養士や調理員と連携を取りながら給食を提供する。
- ⑤ 調理方法は、食材を加熱調理後、冷凍または冷蔵しないクックサーブ方式により実施する。給食の運搬は専用の容器に入れ、給食運搬車を利用し衛生管理に努める。
- ⑥ 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先がともに富士河口 湖町が管理している公立保育所のため、「契約書」を取り交わすことはしないが 「取り決め事項」を取り交わし、両施設間で特例措置事業の実施において緊密 な連携を図り、給食の外部搬入に係る基準を遵守する。

(搬入元保育所調理室の概要)

| 保育所名 | 富士河口湖町立足和田保育所 |
|-------|--|
| 調理室面積 | 45.05 m ² |
| 職員数 | 調理員兼配送員3名 |
| 調理設備 | ガス台、流し台、冷蔵庫、冷凍庫、配膳台、調理台、オーブン、炊飯器、食器消毒保管庫、電子レンジ |

(給食の配送計画)

給食運搬車で搬入元保育所から給食を搬出し、搬入先保育所へ搬入する。

9:00 体調不良児等の調理方法変更依頼の締め切り時間

11:00 富士河口湖町立足和田保育所での昼食調理完了

11:20 富士河口湖町立大石保育所に到着

11:30 各クラス昼食配膳準備完了

11:45 昼食喫食

14:15 富士河口湖町立足和田保育所でのおやつ調理完了

14:35 富士河口湖町立大石保育所に到着

14:45 各クラスおやつ配膳準備完了

15:00 おやつ喫食